資料３

審議経過

**大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染対策のあり方について（第二次報告の概要）（案）**

○　平成29年５月19日に土壌汚染対策法が改正・公布され、土地の形質変更の届出に関する規定の整備や、土地の汚染状況を把握する契機の拡大等が行われることとなり、平成30年４月１日と平成31年４月１日に分けて施行することとされた。

○　平成29年６月６日に知事から、改正土壌汚染対策法と整合した条例に基づく土壌汚染対策のあり方について諮問を受け、土壌汚染対策検討部会において順次審議を行ってきた。この間、改正法のうち平成30年４月１日に施行された事項に関して、「大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染対策のあり方について（第一次報告）」に取りまとめ、平成29年12月７日に環境審議会から答申したところである。

○　その後、引き続き、改正法のうち平成31年４月１日に施行される事項、その他府域の状況からみた土壌汚染対策に関する課題に関して、第一次報告の後、部会を５回開催して審議した。

※　平成30年10月３日から11月２日まで府民意見等を募集した結果、４名（団体を含む）から９件の意見提出があった。

２）自主調査等の指針における適切な自主調査の実施や基準不適合土壌の措置

課題等　自主調査によって基準不適合であることが判明した土地で形質変更を行うに際して、土地所有者等から助言を求められることが増えている。

あり方　自主調査等の指針の対象に、自主調査により基準不適合が判明した土地において行う形質変更を加えることが適当である。

３）自主調査の結果に基づく区域指定

課題等　自主調査によって基準不適合が判明した場合、条例には、法の区域指定の申請に相当する規定がないことから、条例が対象とする管理有害物質（法が対象とする26物質及びダイオキシン類の計27物質）のうち、ダイオキシン類については区域指定が行えない。

あり方　自主調査で法が対象とする26物質以外の管理有害物質（ダイオキシン類）の基準不適合が判明した土地について、区域指定の申請を行うことができることとすることが適当である。

４）汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針

課題等　府、政令市及び府が事務を移譲している市町村は、それぞれ独自に指針を定めるなどして、汚染土壌処理業の許可に係る事前指導を行っている。

あり方　知事が汚染土壌処理業の許可の申請に係る指導指針を定めることが適当である。

報告の概要

（１）土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大

改正法　有害物質使用特定施設の廃止後の土壌汚染状況調査が猶予されている工場等や、同施設を設置して操業中の工場等の敷地において、一定規模以上の土地の形質変更を行う場合は、土地所有者等にあらかじめ届出をさせて調査を行わせるものとする。

あり方　調査が猶予されていたり操業中の条例の対象施設に係る工場等の敷地について、一定規模以上の土地の形質変更を行う際に、土地の利用履歴等を調査し、有害物質の使用等の履歴があった場合には、土壌汚染状況調査を行い、その結果を報告するものとすることが適当である。（規模要件は法と同様とする。）

（２）要措置管理区域内における汚染の除去等に係るリスク管理の強化

改正法　要措置区域における汚染の除去等の措置について、知事は土地所有者等に対して汚染除去等計画の提出を指示するものとし、同計画書に記載された措置が技術的基準に適合していないと認めるときは、その変更を命ずることができる。

あり方　法と同様の制度とすることが適当である。

（３）要届出管理区域内におけるリスクに応じた規制の合理化

改正法

・土壌の汚染が専ら自然又は埋立材に由来し、健康に係る被害が生じるおそれがない形質変更時要届出区域における土地の形質変更については、土地所有者等が知事にその施行方法等の確認を受けた場合は、事前届出に代えて一定期間ごとの事後届出とする。

・基準不適合が専ら自然又は埋立材による汚染土壌について、事前届出を行うことにより、汚染土壌処理施設での処理に代えて、土壌の汚染状態や地質が同じ他の指定区域への移動を行うことを可能とする。

・同一の契機によって行われた土壌汚染状況調査の結果に基づいて区域指定された区画間において、事前届出を行うことによって、汚染土壌の移動を行うことを可能とする。

あり方　法と同様の制度とすることが適当である。

（４）府域の状況からみた土壌汚染対策に関する課題への対応

　１）土地所有者等による有害物質使用施設に関する情報の把握等

課題等 府域においては施設設置者と土地所有者が異なる割合が全国平均よりも高い。両者が異なる場合、有害物質使用施設の廃止後に初めて土地所有者が調査の義務を知ることが多く、円滑に調査に着手できずに支障が生じることがある。

あり方　有害物質使用施設の設置者がその操業中に土地所有者等に対し、有害物質の使用に関する情報を提供する努力義務規定を設けることが適当である。

法と条例に基づく「土壌汚染対策の流れ」と「報告の概要」との対応関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 土壌汚染対策法 | 生活環境保全条例 |
| 土地の汚染状況の把握の契機 | 3,000㎡以上の土地の形質変更【土地の形質変更の届出】有害物質の使用等の履歴がある場合、土壌汚染状況調査を実施 | 3,000㎡以上の土地の形質変更【土地の利用履歴の報告（土壌汚染状況調査を実施している場合はその結果を含む）】報告の概要 |
| 水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設の廃止土壌汚染状況調査を実施（工場が操業を続けている等の場合、調査が猶予される。） | 条例に規定する有害物質使用届出施設の廃止等（１）土壌汚染状況調査を実施（工場が操業を続けている等の場合、調査が猶予される。） |
| 土壌汚染の判明 | 直接摂取又は地下水等の摂取によるリスク | 直接摂取又は地下水等の摂取によるリスク |
| あり | なし | あり | なし |
| 区域指定・区域指定の解除 | 要措置区域汚染の除去等の措置区域指定の解除 | 形質変更時要届出区域【形質変更を行う場合、工事毎の事前届出が必要】（汚染の除去等の措置を行う場合）区域指定の解除 | 要措置管理区域汚染の除去等の措置区域指定の解除 | 要届出管理区域【形質変更を行う場合、（２）（３）工事毎の事前届出が必要】（汚染の除去等の措置を行う場合）区域指定の解除 |
| その他 | 自主調査の結果を基に区域指定の申請ができる。 | （自主調査等の指針）（４）法・条例の適用を受けない自主調査や基準不適合土壌の措置に関して指針を定め、指導・助言 |